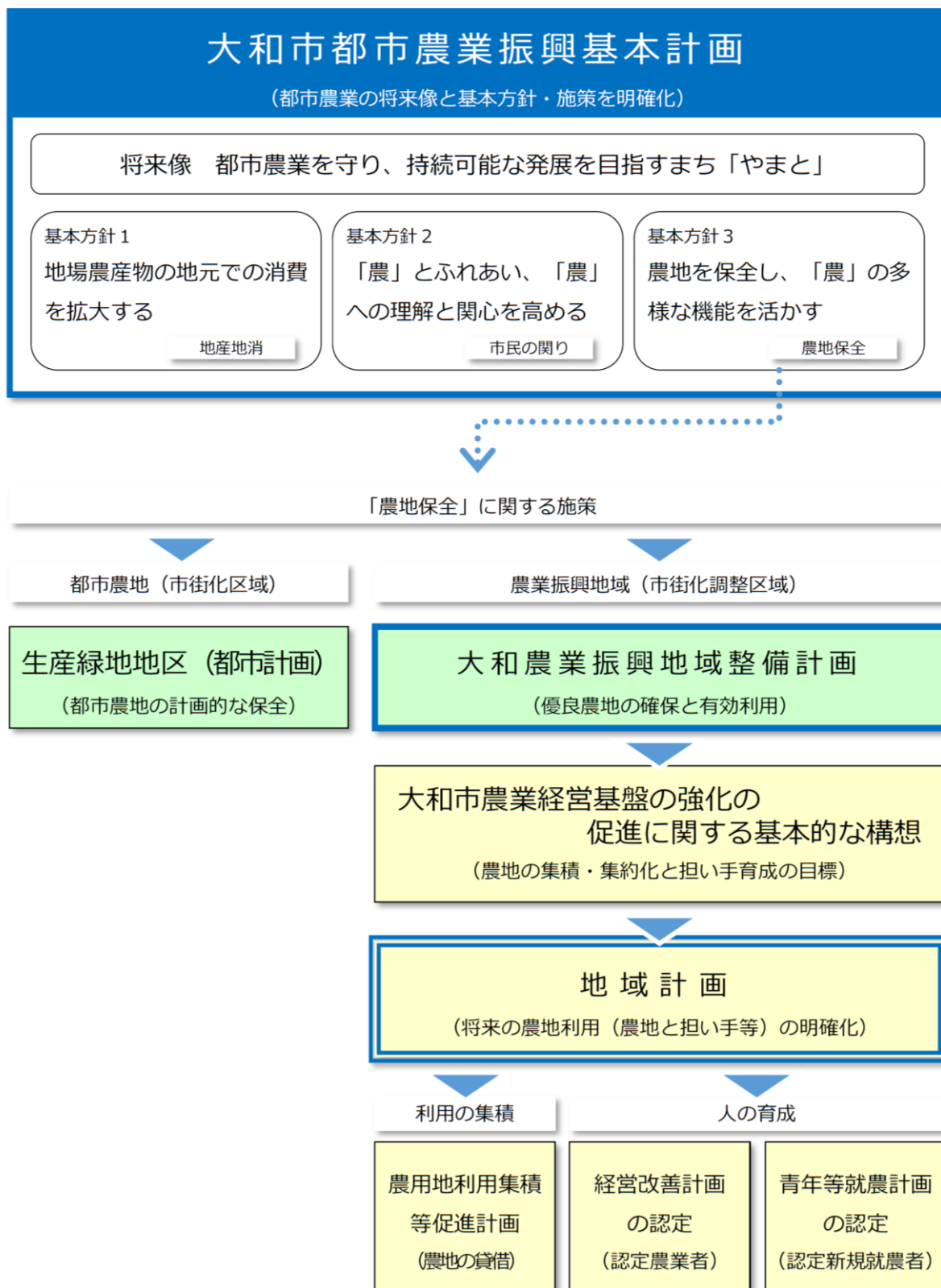


# 地域計画について（地域農業経営基盤強化促進計画の作成）

## 1 大和市の農業振興関係計画の体系について

○農業振興に関する計画等の体系は、次の図表のとおりです。

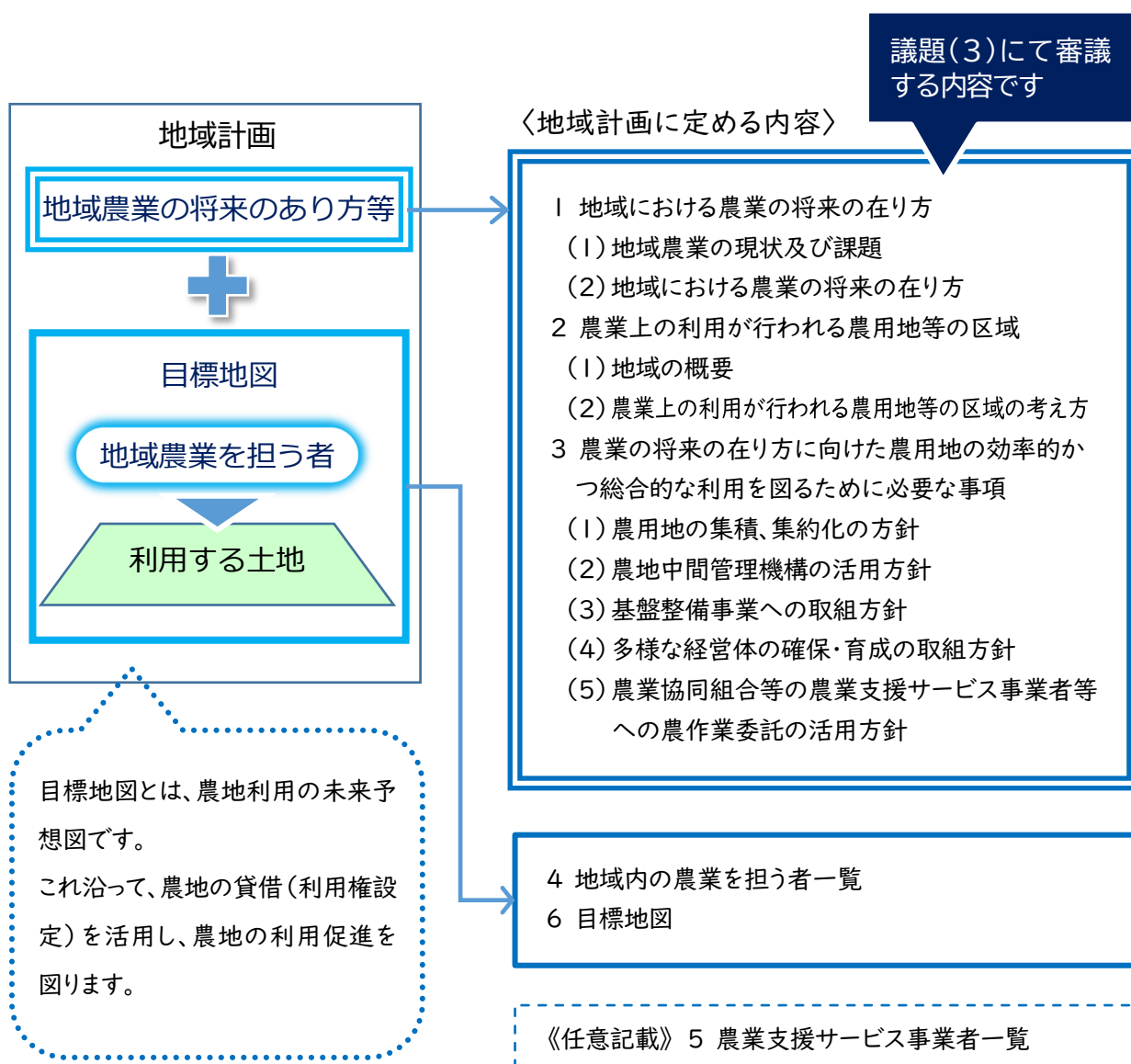


## 2 地域計画とは

○令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正施行され、これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されことに伴い、同計画を作成します。

○地域計画は、農地を継続的に利用していくとともに、次世代の農業者に確実に継承していくために作成する計画です。

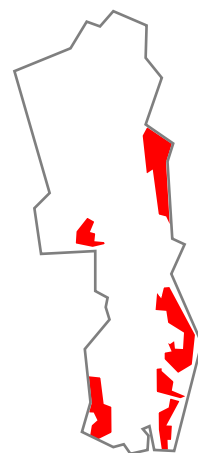
○地域計画では、「地域農業の将来のあり方」等と「目標地図」を定めます。



### 3 本市における地域計画の作成方針

#### ■地域計画の区域

- 大和市全域を対象とした計画とします。
- 原則として、農業振興地域内の農用地区域内（青地）を対象としますが、まずは、同区域内の集团的農用地（4 団地）を対象として計画作成を進めます。
- 4 団地のうち、基盤整備済みであって地域生産組織がある「下和田（竹ノ鼻・上ノ松）地区」での話し合いから取り組みます。
- これに加えて、支援措置の活用意向のある認定農業者・認定新規就農者等が利用する農地については、対象区域として位置付けるものとします。（農用地区域外農地（白地）を含む）



農業振興地域

#### ■協議の進め方

- 全市域を対象とした計画であることから、全市レベルでの「協議の場」を設置するとともに、地区（団地）ごとの「話し合い」を行い、地域計画の作成を進めていきます。



#### ■地域内の農業を担う者

- 認定農業者等の意向を確認し、希望する農業者について「地域内の農業を担う者」として計画に記載していくものとします。（「地域内の農業を担う者」の利用する農地は、目標地図に図示します。）

#### ■地域計画作成後の取り組み

- 令和7年3月までの地域計画の作成は、全市域を対象とした地域計画の第一歩であり、それ以降も、継続して他の地区（団地）での話し合いに取り組みます。

## 4 協議の場の設置

- 法では、市町村が、農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、その他の関係者による「協議の場」を設け、当該「協議の場」における協議の結果を取りまとめ、公表するものとしています。
  - 本市においては、全市レベルの「協議の場」の役割を「大和市経営生産対策推進会議」が担うものとします。
  - 同推進会議では、地区での話し合いに基づいて作成された地域計画の素案（目標地図）について、その内容を審査し、市に報告するものとします。
- （なお、地区での話し合いでは、農業者等の意向を踏まえて農業を担う者ごとに利用する農地について整理し、地域計画素案（目標地図）を作成します。）

### 【参考】農業経営基盤強化促進法

#### 第18条第1項（農業者等による協議の場の設置等）

同意市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、定期的に、又は時宜に応じて、農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

#### 第19条第1項（地域農業経営基盤強化促進計画）

同意市町村は、政令で定めるところにより、前条第一項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となつた農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定めるものとする。

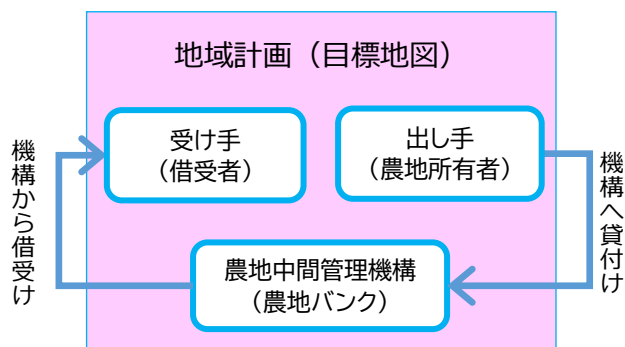
## 5 目標地図

○「目標地図」とは、農地一筆ごとに、今後利用する農業者（農業を担う者）を示す地図です。

○作成した目標地図に沿って、農地の貸し借りを行っていくこととなります。

＊これまでの相対による利用権設定は廃止され、地域計画に沿って農地中間管理機構が貸借を行う制度（農用地利用集積等促進計画）に一本化されます

○まずは1～2年先の「出し手（農地所有者）」と「受け手（借受者）」の予想図として作成します。



## 6 スケジュール

|     |     |                                                                        |
|-----|-----|------------------------------------------------------------------------|
| 令和6 | 2月  | 地域農業の担い手との懇談会（認定農業者等担い手の意見聴取）<br>関係機関（農業委員会・J A・農地中間管理機構等）との事前調整       |
|     | 4月  | 「地域計画策定に向けて一基本的な考え方（たたき台）」の<br>周知・意見募集（地域農業者等）                         |
|     | 8月  | 協議の場の設置<br>（農業者、農業委員会、J A、農地中間管理機構、県、市による協議の場）<br>「中間とりまとめ一基本的な考え方」の公表 |
|     | 9月  | 「地域計画（目標地図）」素案の検討<br>↓ （地区での話し合い・担い手との意見交換）<br>↓ 協議の場の開催               |
|     | 11月 | 協議結果のとりまとめ・公表                                                          |
|     | 12月 | 「地域計画案」の作成<br>「地域計画案」に対する関係機関への意見聴取                                    |
| 令和7 | 1月  | 「地域計画案」の公告・縦覧                                                          |
|     | 3月  | 「地域計画」の策定                                                              |